

準3級公認審判員資格検定会

実施要項

平成28年度、公認審判員資格検定会(以下、審判検定と略す)を下記の通り実施いたします。
東京都高等学校体育連盟バドミントン専門部に加盟している学校は、正しいバドミンソンの競技規則を熟知し、審判技術を身につけなければなりません。この検定会を機会に研修してください。
特に新規加盟校、競技規則を熟知している者がいない学校(チーム)は、大会運営上最低4名は受験することが望ましいです。

記

1. 講習・試験

期 日：平成28年 7月17日(日)
内 容：講義及び学科・実技試験
会 場：武蔵野女子学院高等学校(講堂および体育館)
集 合：ブロックにより集合時間が違いますのでご注意ください。
東ブロック 午前10時00分受付 体育館にて
西ブロック 午前 8時30分受付 講堂にて
※変更のある場合はホームページにて連絡いたします。

2. 申込期間

6月6日(月)～6月21日(火) 期日厳守。(期日は、払込完了日です。)

3. 費用

1,500円(講習・試験)
なお、合格者については別途資格申請料1,500円がかかります。

4. 備考

- ①受検者は日本バドミントン協会まで登録が済んでいる者である。
- ②学科試験当日は、筆記用具(鉛筆)・体育館シューズ・受験票を持参すること。
- ③公認審判員資格は、審判検定(学科試験・実技試験)の結果から合否が判定される。
- ④追試験は実施しない。

付記：卒業後、第1種大会には審判資格を有することが必要となります。

また、他の大会においても審判資格が必要となる大会もあります。例としては大学生となり、大会によっては出場の際に審判資格を有することが必要な場合があります。
準3級は高校在学中までですが改めて検定を受けなくても移行手続きを行うことで3級公認審判員資格が認定されます。(次の審判員資格の移行について参照)

審判員資格の移行について

高校生の間に審判資格を取得していれば、再度 3 級の審判試験を受けなくても以下の方法により準 3 級から 3 級に移行手続きをすることが可能です。

1. 卒業前に東京都高体連バドミントン専門部から一括して移行手続きを行う。

手続き期間	高校在学中(卒業の年度の 1 月～2 月に行う予定です。)	
申請方法	時期になりましたら高体連バドミントン専門部ホームページに記載します。 必要事項のデータと申請料をお支払いください。	
必要書類	送信していただいたデータより高体連バドミントン専門部より作成し、 協会に提出いたします。	
費用	申請料のみ	2,100円

2. 卒業後、審判資格が必要となった際に各自で移行手続きを行う。

手続き期間	卒業の翌年度(1 年間が有効期間です。)	
申請方法	各自で支部協会を通じて、審判員の登録をしてください。	
必要書類	審判員資格認定申請書 (審判員資格認定申請書は都道府県協会または支部協会にあります)	
費用	申請料	2,100円
	資格登録料	5,250円

注意 どちらの方法を用いて移行したとしても以下の点にご注意ください。

- ①卒業したのち次年度からは各自で会員登録をしてください。
支部協会を通じて支部協会・都道府県協会・日本協会へ会員登録をします。
(支部協会とは区・市などの協会を指す。在住・在勤で登録できます)
- ②審判員資格は3年ごとの更新ですが、会員資格は1年ごとです。
したがって、毎年度会員登録をしないと審判員資格は失効されます。

都道府県協会連絡先(問い合わせ先)

東京都バドミントン協会 03-3365-2785
千葉県バドミントン協会 043-432-8401
埼玉県バドミントン協会 090-1500-4296
神奈川県バドミントン協会 045-743-1826

資格移行についての質問

野本剛 (高体連バドミントン専門部審判部・都立町田工業高等学校勤務)
E-mail : nomoto_hsbad@yahoo.co.jp